

2018年 8月 1 日

公 募 団 体 様

日本子ども家庭福祉学会（公印省略）

2019年度民間団体活動推進調査研究事業の公募について

1 事業目的

民間団体活動推進調査研究事業は、質の高い民間団体が実施する試行的取組を対象とする調査研究に助成を行い、民間団体と研究者の共同により子ども家庭福祉を目的とした活動の推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

事業を実施する主体（以下「実施主体」という。）は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）申請する前年度において当該法人としての事業実績があるなど、良好な運営がなされている社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他の法人
この場合、調査研究事業担当者の中に子ども家庭福祉学会員を1名以上含めることとする。
- （2）子ども家庭福祉学会員である個人
- （3）（1）に掲げる法人で、過去において、法令等に違反する等の不正行為を行った法人の場合は、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過している法人

3 対象事業

本事業が対象とする事業は、次の各号に該当する事業とする。学会が助成する事業として、学術的な先駆性や独自性が明らかであることが望ましい。

- （1）次の調査研究課題に該当する事業であること
 - ① 子育て支援に関する調査研究
 - ② 母子保健に関する調査研究
 - ③ 保育に関する調査研究
 - ④ 健全育成に関する調査研究

- ⑤ 社会的養護に関する調査研究
 - ⑥ ひとり親家庭に関する調査研究
 - ⑦ 障害児福祉に関する調査研究
 - ⑧ 子ども虐待に関する調査研究
 - ⑨ 子どもの貧困に関する調査研究
 - ⑩ 子ども・若者支援に関する調査研究
 - ⑪ その他の子ども家庭福祉に関すること
- (2) 1年間（4月1日～翌年3月31日）で終了する事業であること。
- (3) 次に該当する事業は、対象としない。
- ① 事業内容が調査研究課題の内容と明らかに合致していない場合
 - ② 他制度による補助対象事業および国・地方公共団体の補助事業により実施していたもの
 - ③ 事業の主たる目的である事務・業務の50%以上を外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とした事業
 - ④ 事業の大部分が設備又は備品の購入等である事業
 - ⑤ 営利を目的とした事業

5 事業の実施主体の責務

- (1) 実施主体は、申請する際に、本補助事業により実際に事業を行う事業担当者と本補助事業に係る金銭の管理（出納を含む）を行う経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約した書面を提出しなければならない。
- (2) 経理担当者は、事業担当者を兼ねることはできない。
- (3) 実施主体は、申請する際に、事業が終了した時点で必ず成果物を提出する旨を誓約しなければならない。
- (4) 実施主体は、実績報告書を日本子ども家庭福祉学会にて報告をしなければならない。
- (5) 実施主体は、本補助事業に係る収入及び支出について、当該実施主体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果の報告書を実績報告書とともに日本子ども家庭福祉学会に提出しなければならない。
- (6) 実施主体は、事業の成果を実施主体のホームページで積極的に情報公開をするように努めるほか、企画評価委員会の求めに応じて、成果の概要を広く学会員に周知する活動に協力しなければならない。

6 事業の名称

本補助事業の交付事務等の円滑化を図る観点から、事業の採択時に使用した事業の名称については交付額の確定が終了するまでの間、日本子ども家庭福祉学会に提出する資料について名称の変更を行ってはならないこととする。

7 申請手続き

申請手続きに必要な申請書の作成及び提出については、以下（１）～（７）を十分に踏まえて行うこと。

（１）提出書類

申請書である「平成２０１９年度『民間団体活動推進調査研究事業費補助金』の交付申請について」で求めている添付書類

（２）提出期限 平成２０１９年１月３１日（木）

※当日の消印有効とする。

（３）提出方法

申請書は、学会ホームページよりダウンロードし、下記の民間団体活動推進調査研究事業専用アドレスに、代表者よりメールに申請書添付で提出のこと。

日本子ども家庭福祉学会

民間団体活動推進調査研究事業専用アドレス jscfw-koubo18@bunken.co.jp

（４）補助基準額等

① 補助基準額

１事業あたり３０万円を上限とする。

② 補助対象経費（〔 〕内は社会福祉法人等における対象経費名）

事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費〔諸謝金〕、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、役務費〔雑役務費、通信運搬費〕、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※１ 間接経費等は対象外とする。

8. 研究報告書

事業終了後に提出する研究報告書（以下「成果物」という。）について

① 成果物については、以下の構成により作成すること。

ア 事業要旨(調査の概要をまとめたもの)

イ 事業目的

ウ 事業の実施内容(アンケート、現地調査、ヒアリング等成果に至るプロセスを記入)

エ 調査等の結果

オ 分析・考察

カ 成果の公表方法(実施主体のホームページへの掲載等)

- ② 成果物については、取りまとめた事業の成果だけでなく、分析・考察を導くための検討の経過等、詳細な記入を行うよう心掛けること。
- ③ 成果物の表紙には、「民間団体活動推進調査研究事業」で実施した事業であることを明記すること。
- ④ 成果物はA4版で15部作成し、日本子ども家庭福祉学会に提出すること。
- ⑤ 成果物は冊子の他、PDFファイル(1ファイル10MB以内、それを超える場合は10MBごとに分割すること)をCD-R等の電子媒体により提出すること。

9. 留意事項

- ① 学会費の未納がないこと。
- ② 事業の実施方法等は事業担当者の一人である日本子ども家庭福祉学会員と必ず事前に協議を行い、事業を開始すること。
- ③ 会計担当者を選定すること。
- ④ 事業採択後は、事業の実実施計画及び事業概要を、実施主体のホームページ等を通じて情報発信に努めること。
- ⑤ 補助対象は、内示日以降の事業費となるので留意すること。
- ⑥ 所要額内訳書に対象経費として計上していない場合は、後に補助対象経費として認められないため、応募の際は漏れなく記入すること。
- ⑦ 社会福祉法人等においては、本補助金の収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類（契約書、請求書、領収書及び管理簿等）を、事業終了後5年間保管すること。
- ⑧ 審査方法と採択結果
本事業の採択は、理事会による協議によって決定し、その結果はすみやかにホームページにて公表される。

10. 本事業のスケジュール

提出締切	2019年1月末日
採択決定	2019年2月中旬
事業開始	2019年4月
事業終了	2020年3月末日
事業報告	2020年6月（全国大会にて報告）